

群馬県有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業費補助金交付要綱

(通 則)

- 1 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金の交付については、群馬県補助金等に関する規則（昭和 31 年群馬県規則第 68 号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 スプリンクラー等防火対策整備については、火災が発生した際、被害の甚大化を防ぐために必要不可欠であるところだが、設置義務が課せられていない施設においては、設置率がきわめて低いことから、スプリンクラー等が設置されていない有床診療所等に対し、スプリンクラー等を整備するための財政援助を行い、速やかに安全を確保することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、平成 26 年 3 月 7 日付け医政発 0307 第 3 号厚生労働省医政局長通知「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施について」に基づき、次の事業を交付の対象とする。

- (1) スプリンクラー施設整備（パッケージ型自動消火設備含む）
- (2) 自動火災報知設備整備

(交付の対象外費用)

- 4 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。
 - (1) 土地の取得又は整地に要する費用
 - (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
 - (3) 設計、そのほか工事に伴う事務に要する費用
 - (4) 既存の建物の買収に要する費用
 - (5) その他の整備費として適当と認められない費用

(補助対象者)

- 5 補助対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(交付額の算定方法)

6 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 次の表の第1欄に掲げる区分ごとに、第2欄に掲げる基準額と第3欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 区 分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
スプリンクラー整備事業	当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は(1)、(2)に限り1施設当たり2,350千円を加算する。 (1) 通常型スプリンクラー 対象面積1㎡当たり 基準単価 23千円 (2) 水道連結型スプリンクラー 対象面積1㎡当たり 基準単価 22千円 (3) パッケージ型自動消火設備 対象面積1㎡当たり 基準単価 27千円 (4) 消防法施行令第32条適用設備 対象面積1㎡当たり 基準単価 26千円	スプリンクラー（パッケージ型自動消火設備を含む。）整備のために必要な工事費又は工事請負費	1/2
自動火災報知設備整備事業	自動火災報知設備を新設する場合 1施設当たり1,222千円	自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費	定額

(交付の条件)

7 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容を変更（ただし、軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 本事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに単価が50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機器については、「補助事業等により取得した財産の処分の制限期間」（昭和41年厚生省告示第350号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、下記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

- (8) 国庫補助申請予定額(複数の補助事業の申請を予定している場合には、その合計 額)が1億円以上の施設整備を行う場合には、原則として5社以上の競争入札を行わなければならない。
- (9) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。
- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む）は、第7号様式によりすみやかに遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報

告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(11) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金の交付を受けてはならない。

(12) 補助事業の遂行において5の各号に掲げる者から不当な要求行為を受けたときは、県に報告し、警察に通報すること。

(申請手続)

8 この補助金の交付申請は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

9 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して変更交付申請を行う場合には、8に定める申請手続に従い、行うものとする。

(遂行状況報告)

10 この補助金の遂行状況報告については、知事から要求があったときは、速やかに第3号様式による状況報告書に関係書類を添えて、知事に報告しなければならない。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告書は、事業完了後20日以内（7の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から20日以内）又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに、第4号様式による報告書を知事に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付決定に係る県の会計年度の翌年度の4月5日までに、第5号様式による年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

(交付の決定の取消し)

12 知事は、規則第13条第1項及び第2項に定めるもののほか、補助事業者が次の各号の一に該当する場合は、知事は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき

(2) 補助事業者又は補助事業の実施において委託契約などの取引があった者が、群馬県

暴力団排除条例第7条に抵触するとき

- (3) 交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令、条例、規則若しくはこれに基づく処分に違反したとき。
 - (4) 補助事業を予定の期間内に完了しなかつたとき、又は完了することが不可能若しくは著しく困難であると知事が認めたとき。
- 2 国の補助金の交付の決定の全部又は一部が取り消されたときは、当該国の補助金に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 前2項の規定は、補助事業者について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

- 13 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその金額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分について返還を命ずるものとする。

(その他)

- 14 特別の事情により、6、8、9、10及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から適用する。

この要綱は、平成27年7月3日から適用する。

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。